

第三章 「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」における各評価項目への、処理業者の情報開示の状況

3-1 はじめに

本章では、評価制度における情報公開をしている処理業者を対象に調査を行い、評価制度の各評価項目への、処理業者の情報開示の状況を調査した結果について述べる。

3-2 評価制度の全体的な現状把握のためのネット調査

3-2-1 ネット調査目的

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」における、各評価項目への処理業者の情報開示の状況を明らかにすること。

3-2-2 ネット調査方法

3-2-2-1 調査対象

ネット調査で行う対象は、産廃情報ネット上に情報開示している処理業者 1278 社(2006 年 6 月～9 月)とした¹⁾。

3-2-2-2 実施方法

産廃情報ネット上の情報開示システムを利用し、処理業者 1278 社(2006 年 6 月～9 月)の各評価項目への情報開示の有無をそれぞれ Excel に整理した¹⁾。
そして、それら整理した情報を集計した。

3-2-2-3 調査期間

2006 年 6 月～9 月

3-2-3 ネット調査項目

以下の各評価項目に関して、Excel を利用しデータ整理を行った。

会社情報

許可の内容

施設及び処理の状況

- ・事業の用に供する施設の概要
- ・事業場の処理工程図
- ・最終処分までの処理工程
- ・処理の実績
- ・処理施設の維持管理に関する記録

財務諸表

料金

社内組織体制

- ・社内組織
- ・環境保全技術に関する資格取得状況
- ・産業廃棄物関係講習会の受講状況

地域融和

評価基準に適合していることについての自己申告（任意）

- ・遵法性
- ・情報開示
- ・環境保全への取り組み¹⁾

3-2-4 ネット調査結果

3-2-4-1 会社情報

会社情報の評価基準は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の情報を公開していること。

申請者が法人である場合には、役員の氏名及び就任年月日、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業の内容の情報を公開していること。

申請者が個人である場合には、事業の内容の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-1 は会社情報の項目について、情報公開の有無を示したものである。

表 3-1 会社情報に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
名称	1 2 7 8 / 1 2 7 8 社 = 1 0 0 %	0 / 1 2 7 8 社 = 0 %
住所	1 2 7 4 / 1 2 7 8 社 = 9 9 . 7 %	4 / 1 2 7 8 社 = 0 . 3 %
代表者名	1 2 6 3 / 1 2 7 8 社 = 9 8 . 8 %	1 5 / 1 2 7 8 社 = 1 . 2 %
役員の氏名および役員就 任年月日	1 1 8 5 / 1 2 7 8 社 = 9 2 . 7 %	9 3 / 1 2 7 8 社 = 7 . 3 %
法人設立年月日	1 2 3 1 / 1 2 7 8 社 = 9 6 . 3 %	4 7 / 1 2 7 8 社 = 3 . 7 %
名称、資本金及び事業の内 容の変更履歴	1 1 8 6 / 1 2 7 8 社 = 9 2 . 8 %	9 2 / 1 2 7 8 社 = 7 . 2 %

表 3-1 から、会社情報の項目について、情報を公開することは比較的容易であるということがわかる。その理由として、会社情報の内容は、形式的に情報を公開しやすいということが考えられる。また会社情報の内容は頻繁に更新するものでもないので、情報公開しやすいということが1つ考えられる。

3-2-4-2 許可の内容

許可の内容の評価基準は、事業計画の概要、産業廃棄物処理業の許可書の記載事項の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3 - 2 は、許可の内容の項目について、情報公開の有無を示したものである。

表 3-2 許可の内容に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
事業計画の概要	1 1 5 8 / 1 2 7 8 社 = 9 0 . 6 %	1 2 0 / 1 2 7 8 社 = 9 . 4 %
許可証の記載事項 (文字で記載する場合)	7 9 1 / 1 2 7 8 社 = 6 1 . 9 %	4 8 7 / 1 2 7 8 社 = 3 8 . 1 %
許可証の記載事項 (許可証の写しの画像を 貼り付ける場合)	7 3 2 / 1 2 7 8 社 = 5 7 . 3 %	5 4 6 / 1 2 7 8 社 = 4 2 . 7 %

表 3-2 から、事業計画の概要の項目に関しては、情報開示あり 90.6%と情報公開しやすいことがわかる。それに対し、許可証の記載事項の項目に関しては、情報開示ありが約 6 割、情報開示なしが約 4 割である。このことから、許可証の記載事項の項目は、情報公開しにくい面があるということがわかる。

3-2-4-3 施設及び処理の状況

3-2-4-3-1 事業の用に供する施設の概要

事業の用に供する施設の概要の評価基準は、収集運搬業者については、事業の用に供する施設の種類の、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要の情報を公開していること。

処分業者については、事業の用に供する施設の種類の、当該施設において処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-3 は、収集運搬業者における事業の用に供する施設の概要の項目について、情報公開の有無を示したものである。

表 3-3 事業の用に供する施設の概要（収集運搬業者）に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
運搬車両ごとの車両形式、 規模・能力（積載量等）	1 0 5 0 / 1 2 7 8 社 = 8 2 . 2 %	2 2 8 / 1 2 7 8 社 = 1 7 . 8 %
積替保管施設ごとの面積、 保管上限量等	8 2 8 / 1 2 7 8 社 = 6 4 . 8 %	4 5 0 / 1 2 7 8 社 = 3 5 . 2 %

表 3-3 から、運搬車両ごとの車両形式、規模・能力の項目に関して、情報開示ありが約 8 割、情報開示なしが約 2 割と比較的情報を公開しやすいことがわかる。

積替保管施設ごとの面積、保管上限量等の項目に関しては、情報開示ありが約 6 割 5 分、情報開示なしが約 3 割 5 分と比較的情報を公開することが困難であることがわかる。

下の表 3-4 は、処分業者における事業の用に供する施設の概要の項目について、情報公開の有無を示したものである²⁾。

表 3-4 事業の用に供する施設の概要（処分業者）に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
処理施設の種類の、処理する産業廃 棄物の種類、設置場所、設置年月 日、処理能力（規模）、処理方式、 構造および設備の概要等	8 1 8 / 1 2 7 8 社 = 6 4 . 0 %	4 6 0 / 1 2 7 8 社 = 3 6 . 0 %

表 3-4 から、事業の用に供する施設の概要(処分業者)に関して、情報開示ありが 64.0%、情報開示なしが 36.0%と比較的情報を公開することが困難なことがわかる。公開しなければならない項目が多いことが原因であると考えられる。

3-2-4-3-2 事業場の処理工程図

事業場の処理工程図の評価基準は、事業場の処理工程図の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-5 は、事業場の処理工程図の項目について、情報公開の有無を示したものである。

表 3-5 事業場の処理工程図に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
事業場の処理工程図	622 / 1278社 = 48.7%	656 / 1278社 = 51.3%

表 3-5 から、事業場の処理工程図に関して、情報開示ありが 48.7%、情報開示なしが 51.3%と比較的情報を公開することが困難なことがわかる。

3-2-4-3-3 最終処分までの処理工程

最終処分までの処理工程の評価基準は、産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-6 は、最終処分までの処理工程の項目について、情報公開の有無を示したものである。

表 3-6 最終処分までの処理工程に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報公開なし
産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程、外部委託する場合はその詳細も含む（文字で記述する場合）	316 / 1278社 = 24.7%	962 / 1278社 = 75.3%
産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程、外部委託する場合はその詳細も含む（画像を貼り付ける場合）	505 / 1278社 = 39.5%	773 / 1278社 = 60.5%

表 3-6 から、最終処理までの処理工程に関する情報は、情報公開することが困難であることがわかる。文字で記述する場合と画像を貼り付ける場合を比較すると、文字で記述する場合は情報開示あり 24.7%、画像を貼り付ける場合は情報開示あり 39.5%と画像を貼り付ける場合の方が情報を公開しやすいということがわかる。

3-2-4-3-4 処理の実績

処理の実績の評価基準は、直前 1 年間の産業廃棄物の種類ごとの処理の実績の情報を公開していること。

収集運搬業者については、各月の受入量及び運搬方法ごとの運搬量の情報を公開していること。

処分業者については、各月の受入量、処分方法ごとの処分量、並びに中間処理の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-7 は、収集運搬業者における処理の実績の項目について、情報公開の有無を示したものである。

表 3-7 処理の実績（収集運搬業者）に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
廃棄物の種類および月ごとの直前 1 年分の受入量および運搬方法ごとの運搬量(文字で記述する場合)	306 / 1278 社 = 23.9%	972 / 1278 社 = 76.1%
廃棄物の種類および月ごとの直前 1 年分の受入量および運搬方法ごとの運搬量(画像を貼り付ける場合)	646 / 1278 社 = 50.5%	632 / 1278 社 = 49.5%

表 3-7 から、収集運搬業者にとって、処理の実績の項目に関して、情報公開することは困難であることがわかる。文字で記述する場合と画像を貼り付ける場合を比較すると、文字で記述する場合は情報開示あり 23.9%、画像を貼り付ける場合は情報開示あり 50.5%と画像を貼り付ける場合の方が情報を公開しやすいということがわかる。

下の表 3-8 は、処分業者における処理の実績の項目について、情報公開の有無を示したものである。

表 3-8 処理の実績（処分業者）に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
廃棄物の種類、処分方法および月ごとの直前 1 年分の受入量、処分量、残さ処分量（文字で記述する場合）	227 / 1278 社 = 17.8%	1051 / 1278 社 = 82.2%
廃棄物の種類、処分方法および月ごとの直前 1 年分の受入量、処分量、残さ処分量（画像を貼り付ける場合）	524 / 1278 社 = 41.0%	754 / 1278 社 = 59.0%

表 3-8 から、処分業者にとって、処理の実績の項目に関して、情報公開することは困難であることがわかる。文字で記述する場合と画像を貼り付ける場合を比較すると、文字で記述する場合は情報開示あり 17.8%、画像を貼り付ける場合は情報開示あり 41.0%と画像を貼り付ける場合の方が情報を公開しやすいということがわかる。

3-2-4-3-5 処理施設の維持管理に関する記録

処理施設の維持管理に関する記録の評価基準は、産業廃棄物処理施設を設置している場合には、直前 1 年間分の施設維持管理の記録の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-9 は、処理施設の維持管理に関する記録の項目について、情報公開の有無を示している。

表 3-9 処理施設の維持管理に関する記録に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
直前 1 年分の施設維持管理の記録（文字で記述する場合）	388 / 1278 社 = 30.4%	890 / 1278 社 = 69.6%
直前 1 年分の施設維持管理の記録（画像を貼り付ける場合）	201 / 1278 社 = 15.7%	1077 / 1278 社 = 84.3%

表 3-9 から、処理施設の維持管理に関する記録の項目について情報公開することは、困難であることがわかる。表 3-8 から、処分業者にとって、処理の実績の項目に関して、情報公開することは困難であることがわかる。文字で記述する場合と画像を貼り付ける場合を比較すると、文字で記述する場合は情報開示あり 30.4%、画像を貼り付ける場合は情報開示あり 15.7%と文字で記述する場合の方が情報を公開しやすいということがわかる。

3-2-4-4 財務諸表

財務諸表の評価基準は、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-10 は、財務諸表の項目について、情報公開の有無を示している。

表 3-10 財務諸表に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
前年貸借対照表	67.6%	32.4%
前年損益計算書	66.5%	33.5%
前々年貸借対照表	66.3%	33.7%
前々年損益計算書	65.5%	34.5%
前々々年貸借対照表	65.7%	34.3%
前々々年損益計算書	64.9%	35.1%

表 3-10 から、財務諸表の情報を開示している業者は、1278 社全体中の約 3 分の 2 で、逆に情報を開示していない業者は全体の約 3 分の 1 であった。業者にとって財務諸表を情報として開示することは比較的困難なことがわかる。

3-2-4-5 料金の提示方法

料金の提示方法の評価基準は、事業者がその産業廃棄物の処理を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-11 は、料金の提示方法の項目について、情報公開の有無を示している。

表 3-11 料金の提示方法に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
料金の提示方法 (料金表による、料金算定式による、見積書による、など)	1052 / 1278 = 82.3%	226 / 1278 = 17.7%
料金表または料金算定式 (文字で記述する場合)	522 / 1278 = 40.8%	756 / 1278 = 59.2%
料金表または料金算定式 (画像を貼り付ける場合)	217 / 1278 = 17.0%	1061 / 1278 = 83.0%

表 3-11 から、料金の提示方法の情報開示ありは 82.3%、情報開示なしは 17.7%と比較的情報公開されている。しかし、料金表または料金算定式の項目では、情報開示ありが 40.8%、情報開示なしが 59.2%とあまり情報公開されていないことがわかる。この理由として、料金の提示方法の項目で個別見積りと回答している業者が多かったことが考えられる。

3-2-4-6 組織体制

3-2-4-6-1 社内組織

社内組織の評価基準は、業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-12 は、社内組織の項目について、情報公開の有無を示している。

表 3-12 社内組織に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
社内組織図	876 / 1278 社 = 68.5%	402 / 1278 社 = 31.5%
人員配置および職務分掌	907 / 1278 社 = 71.0%	371 / 1278 社 = 29.0%

表 3-12 から、社内組織図の項目に関して、情報開示あり約 7 割、情報開示なし約 3 割と比較的情報公開しやすいことがわかる。人員配置および職務分掌の項目に関しても、情報開示有約 7 割、情報開示なし約 3 割と比較的情報公開しやすいことがわかる。

3-2-4-6-2 環境保全技術に関する資格取得状況

環境保全技術に関する資格取得状況の評価基準は、産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-13 は、環境保全技術に関する資格取得状況の項目について、情報公開の有無を示している。

表 3-13 環境保全技術に関する資格取得状況に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
環境関連技術資格の名称と取得人数	931 / 1278 社 = 72.8%	347 / 1278 = 27.2%

表 3-13 から、環境保全技術に関する資格取得状況の項目に関して、情報開示ありが約 7 割、情報開示なしが約 3 割と比較的情報公開しやすいことがわかる。

3-2-4-6-3 産業廃棄物関係講習会の受講状況

産業廃棄物関係講習会の受講状況の評価基準は、産業廃棄物の処理に係る講習会の修了した者の数の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-14 は、産業廃棄物関係講習会の受講状況の項目について、情報公開の有無を示している。

表 3-14 産廃廃棄物関係講習会の受講状況に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
受講した産廃関連講習会ごとに名称・実施者・修了日および修了者数ならびに修了番号	1 0 2 3 / 1 2 7 8 社 = 8 0 . 0 %	2 5 5 / 1 2 7 8 社 = 2 0 . 0 %

表 3-14 から、産業廃棄物関係講習会の受講状況の項目に関して、情報開示ありが 8 割、情報開示なしが 2 割と比較的信息公开しやすいことがわかる。

3-2-4-7 地域融和

地域融和の評価基準は、事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無の情報を公開していることである²⁾。

下の表 3-15 は、地域融和の項目について、情報公開の有無を示している。

表 3-15 地域融和に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
地域融和	9 0 5 / 1 2 7 8 社 = 7 0 . 8 %	3 7 3 / 1 2 7 8 社 = 2 9 . 2 %

表 3-15 から、地域融和の項目に関して、情報開示ありが約 7 割、情報開示なしが約 3 割と比較的信息公开しやすいことがわかる。

3-2-4-8 評価基準に適合していることについての自己申告（任意）

3-2-4-8-1 遵法性

遵法性の評価基準は、法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当せず、申請の際直前の5年以上にわたり当該許可申請の区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていることである²⁾。

下の表3-16は、遵法性の項目について、情報公開の有無を示している。

表3-16 遵法性に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
遵法性に関して適合していることの申告	525 / 1278社 = 41.1%	753 / 1278社 = 58.9%

遵法性に関して、情報開示ありが41.1%、情報開示なしが58.9%とあまり情報公開されていないことがわかる。理由として、この項目が自己申告かつ任意であるということが1つ考えられる。

提案として、遵法性の項目に関して、自己申告ではなく、環境省又は各自治体で公表している行政処分の情報もまとめて閲覧できるようにしてはどうかということも考えられる。そうすることで、排出事業者にとってより良い判断材料になるのではないだろうか。

3-2-4-8-2 情報開示

情報開示の評価基準は、申請の際直前5年以上にわたり、会社情報から地域融和までのすべての項目をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していることである²⁾。

下の表3-17は情報開示の項目について、情報公開の有無を示している。

表3-17 情報開示に関して情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
情報開示に関して適合していることの申告	507 / 1278社 = 39.7%	771 / 1278社 = 60.3%

情報公開に関して、情報開示ありが39.7%、情報開示なしが60.3%とあまり情報公開されていないことがわかる。理由として、この項目が自己申告かつ任意であるということが1つ考えられる。

3-2-4-8-3 環境保全への取り組み

環境保全への取り組みの評価基準は、事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていることである²⁾。

下の表 3-18 は、環境保全への取り組みの項目について、情報公開の有無を示している。

表 3-18 環境保全への取り組みに関する情報公開の有無

	情報開示あり	情報開示なし
環境保全に関して適合していることの申告	647 / 1278社 = 50.6%	631 / 1278社 = 49.4%

環境保全への取り組みに関して、情報開示ありが 50.6%、情報開示なしが 49.4%とあまり情報公開されていないことがわかる。理由として、この項目が自己申告かつ任意であるということが1つ考えられる。

下の表 3-19 の環境保全への取り組みの項目に対する取り組み状況とは、具体的に環境保全への取り組み状況を情報開示システムを利用して集計したものである。(ISO 14001 とエコアクション 21、取得といったように重複あり。)

表 3-19 環境保全への取り組みの項目に対する取り組み状況(重複あり)

ISO 14001 取得企業	441社
エコアクション 21	46社
ISO 9001	68社
その他	9社
ISO、エコアクション取得に向け取り組み中	18社
なし	631社

約半数の企業は、現状では取り組み「なし」である。取り組みが困難な理由として、1つ経費の問題が考えられる。ISO 14001 を認証取得することで仕事が増える可能性がある反面、それに伴う直接、間接を問わず経費が発生するのである。とにかかにも、環境保全への取り組み「なし」では評価基準に適合できないので、これらの企業の今後の動向が注目される。

なおISO 14001 を取得している企業は 441 社となっており、全体の半数以下ながらも普及している方である。それに比べ、エコアクション 21 は 46 社と普及率が低い状況にある。

3-3 まとめ

本章では、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」における各評価項目への、処理業者の情報開示の状況を、産廃情報ネット上に情報開示している処理業者 1278 社を対象に調査した。本章で明らかになったことを以下にまとめる。

下の表 3-20 は情報開示ありの割合が高い順に、各評価項目を並べたものである。

注)・表 3-20 の情報開示ありの割合は、各評価項目のさらに小さな項目の情報開示ありの割合を平均化したものである。

- ・ 網掛け部分は、施設及び処理の状況に関する項目である。

表 3-20 各評価項目の情報開示ありの割合

	評価項目	情報開示あり
75 ~ 100 %	会社情報	96.7%
	産業廃棄物関係講習会の受講状況	80.0%
50 ~ 75 %	環境保全技術に関する資格取得状況	72.8%
	地域融和	70.8%
	事業の用に供する施設の概要	70.3%
	許可の内容	69.9%
	社内組織	69.8%
	財務諸表	66.1%
	環境法全への取り組み	50.6%
25 ~ 50 %	事業場の処理工程図	48.7%
	料金の提示方法	46.7%
	遵法性	41.1%
	情報開示	39.7%
	処理の実績	33.3%
	最終処分までの処理工程	32.1%
0 ~ 25 %	処理施設の維持管理に関する記録	23.1%

表 3-20 から、評価項目によって、情報公開の取り組みの現状にばらつきがあることがわかる。

情報開示ありの割合が高かった項目を見ると、会社情報、産業廃棄物関係講習会の受講状況や環境保全技術に関する資格取得状況などの組織体制といった形式的に情報を公開できる項目が目立った。

それに比べ、情報開示ありの低い項目は処理施設の維持管理に関する記録や最終処分までの処理工程や処理の実績など施設及び処理の状況に関する項目が目立った。この施設処理の状況の項目は、本来、排出事業者が処理業者を優良であるか否か判断する際、最も見るべき項目である。その項目の情報開示の割合が低いということは、問題である。

処理業者が未だ評価制度に積極的に取り組んでいないだけなのか、それとも情報公開しにくい理由が何かあるのか、四章で明らかにしていきたいと思う。

<参考文献>

- 1) 産廃情報ネット：情報開示支援システム：
<<http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>>
- 2) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課：産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説（2005）：
< <http://www.sanpainet.or.jp/AppProgram/FinalReport.pdf> >